

炉心溶融

って言葉はありません

報道もされましたが、2016年2月24日に東電が発表した「炉心溶融の判断基準がマニュアルに明記されていたのに気づきませんでした」という問題について、その謝罪会見でこんな発言が。

田南達也氏 (東京電力)

(参考資料① 開始から21分頃)

2年ほど前にルールが変わってですね、
今の報告の対象事象として「炉心溶融」って言葉はもうありません。
今の新しいルールは炉心損傷を判断して報告しろ、
というふうになっています。

ん？どういうことなのか、ちょっと調べてみました。
福島事故後に法律やら省令やらいろいろ変わってるんですねえ。
『報告』というのはこの法律から。。

原子力災害対策特別措置法

(参考資料②)

第15条

原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、
原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、
内閣総理大臣に対し、その状況に関する**必要な情報の報告を行う**
(中略)

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として**政令で定めるもの**が生じた場合

福島事故前は
主語が「主務大臣」
でしたが、
他はほぼ同内容

(参考資料③)

『政令』って？

原子力災害対策特別措置法施行令

(参考資料④)

第6条 (中略)

4. 法第十五条第一項第二号の原子力緊急事態の発生を示す事象として**政令で定めるもの**は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。
(中略)

四 前三号に掲げるもののほか、(中略)
原子力緊急事態の発生を示す事象として**原子力規制委員会規則で定めるもの**

中身は次ページ

福島事故前は
「原子力規制委員会規則」が「主務省令」

(参考資料⑤⑥)

参考資料

- ①IWJ 2016/02/24 「事故から3日目にはメルトダウンと判定できていた」!? 福島第一原発事故から5年、今になって東電が突然の謝罪会見 (動画)
<http://iwj.co.jp/wj/open/archives/288952>
- ②e-gov 原子力災害対策特別措置法
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H11/H11HO156.html>
- ③衆議院HP 第146回国会制定法律「原子力災害対策特別措置法」
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/h146156.htm
- ④e-gov 原子力災害対策特別措置法施行令
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H12/H12SE195.html>
- ⑤国立国会図書館HP 日本法令索引 法令沿革一覧「原子力災害対策特別措置法施行令」
<http://hourei.ndl.go.jp/SearchSys/viewEnkaku.do;jsessionid=98866CC38D5DA66EC1A2AD087886D0BF?i=xEZjpTtX%2bAu4ZZ%2fkMH0a%2fw%3d%3d>
- ⑥内閣官房HP 原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の閣議決定について 「原子力規制委員会設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」
<http://www.cas.go.jp/jp/genpatsujiko/info/seirei/seirei.html>
- ⑦e-gov 原子力災害対策特別措置法施行規則
<http://law.e-gov.go.jp/haishi/H12F03103016002.html>
- ⑧e-gov 廃止法令一覧
<http://law.e-gov.go.jp/haishi.html>
- ⑨e-gov 原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H24/H24F20002003002.html>

第21条

令第六条第四項第四号の主務省令で定める事象は、次に掲げるものとする。
一 次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの
【大規模原子炉施設】
(中略)

ト 原子炉容器内の**炉心の溶融**を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の温度を検知すること。
(後略)

福島事故後、この規則は廃止され、新しく次の規則が作られました。

(参考資料⑧)

原子力災害対策特別措置法に基づき
原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則

(参考資料⑨)

第14条

令第六条第四項第四号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次の表の上欄に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるものとする
【イ 沸騰水型軽水炉】
(中略)

「加圧水型軽水炉」でも同じ表現

(8) **炉心の損傷**の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。
(後略)

冒頭の田南氏（東電）の発言はこの変化のことを言っているんですね。再び田南氏の発言から。

田南達也氏 (東京電力)

(参考資料① 開始から38分頃)

ルールが変わった趣旨は (中略)
「炉心溶融」を判断しろってのは非常に難しいテーマで (中略)
住民の方をお守りするためのアクションを取るために、判断がなかなか難しいってやつを判断基準にしては、なかなか通報・報告がままならないということで、より正確に早く判断出来る基準を持って報告をするんだ、という趣旨で「損傷」というふうになったと理解しています。なので我々はそれに従って早めに正しい判断をして、炉心が損傷しました、ということをお伝えして、そこで防災の活動が始められると。

一方で、社会的な関心が高くて「炉心が溶融してるのか？」っていう疑問に対してお答えするっていうのは別な話ですので、そこはそこできっちり炉心の状況を確認して、**必要があれば速やかに炉心が溶融している、**
ということはお伝えするというのは当然のことだと思っています。

少しだけ感想を

国の作った規則から「炉心溶融」という言葉がなくなったから、自社のマニュアルからもなくした、と。でも「必要があれば速やかに炉心が溶融している、ということはお伝えする」ですって？

『「炉心溶融」を判断する根拠がなかった、とこれまで説明していたけど、実はマニュアルで定義されてました。すみません。』という会見をしてるのに、マニュアルから「炉心溶融」という言葉をなくして、どうやって「速やかに炉心が溶融」なんて伝えてくれるんでしょうか？
国がどういうルールを決めようか、それは『最低限』のものであり、「社会的関心が高い」と認識しているならば、むしろ独自に「炉心溶融」の基準を作ってもいいくらいでしょう。今の東電の態度は、「飽くなき安全性の追求」という姿勢ではなく、「基準さえ守ればOK」という姿勢にしか見えません。